

資料・研究ノート

マレー人家族における養子慣行

坪内良博\*・前田成文\*

**Adoptive Pro-Parents and Pro-Children among the Malays**

by

Yoshihiro TSUBOUCHI and Narifumi MAEDA

This is the second paper of our joint work on the substitutability of parental roles among the Malay peasants in Kelantan and Melaka, focussing on so called "adoption". The salient points we raise are as follows: (1) The need for adoption is felt on the part of adopters owing to childlessness or deficiency in number of children, or in order to find comfort in having small children during the post-parental period. (2) The relationship with real parents may be severed temporarily but not completely. The adoptee usually has double identity with the family-circles of both pro-parents and real parents. (3) The agent of adoption is not a categorized group but an individual or a couple. Adoption is regarded as a dyadic contract. (4) Kinship-fostering tends to be lineal pro-parent-hood and adoption of relatives to be collateral. (5) We find more adoptions in Melaka than in Kelantan. In Kelantan people mostly adopt children of their siblings, while children of the unrelated are frequently adopted in Melaka. These differences may be related to the standard of living and the degree of urbanization of each area. Through these observations we conclude that the concept of the nuclear family is not valid for the Malay family.

は じ め に

本稿は、前稿「マレー人家族における隔世代関係」<sup>1)</sup>の続編であり、マラカ州の Bukit Pegoh 集落（マラカと略称する）とクランタン州の Galok 集落（クランタンと略称する）とを比較しながら論を進める。前稿の主題となった祖父母の孫引き取りという現象は、我々の見解では代親機構と見られる。孫引き取りを祖父母の権利としての側面からも捉えようとする立場もあるが、<sup>2)</sup> マレー農民の間では少なくとも権利としては意識されていない。祖父母というカテゴ

\* 京都大学東南アジア研究センター

1) 『東南アジア研究』12巻4号所載。調査地の概要についても同論文を参照されたい。

2) Howard *et al.* 1970 参照。

リーが他の親族に比べてイデオロギー的に引き取り、あるいは養取に際して重要視されることもない。また、種々の選択可能性のある祖父母のすべてが引き取りに関わるのではないということも、祖父母の権利という抽象的な論理で隔世代間に引き取り関係が成立するのではないことを示している。本稿ではこのマレー人における代親制度を特定の親族間に限らず、養取現象一般から検討してみることによって、マレー人の家族をよりいっそう明確にしようとするものである。代親制度に直接関わるのは、出し手である実親と受け手である代親とその間を動く子供との3者である。論議の背後にはマレー人における「親」というものがいかなるものであるかということが明らかでなければならない。しかし、「親」とは何であるかということを明示的に一般化して言い表わすことはマレー人にとっても難しい。我々は代親制度の養取を検討することによって、むしろその「親」の概念をいくらかでも明るみに出そうとするものである。

## I 養 子

自分の子として承認した他人の子供をマレー語では anak angkat という。Anak は子供であり、angkat の原義は「持ち上げる」であるが、ここでは「それとして認められた」という意味である。マレー語の anak angkat は、単に「子を引き取り、育てる」というよりは、広く擬制親子関係あるいは我々のいう代親に対する代子といえる。事実 anak angkat に含まれるものには、(1)養い児、(2)一時的に居住を共にしたり、世話をした他人の子供、(3)病気などをなおした場合に取り結ばれる 擬制的親子関係、(4)出稼ぎ地で有力な人に代親となってもらった場合、などがある。本稿では(1)のいわゆる養子を考察するが、注意しておきたいのは、いずれの場合でも子供として承認することが第一条件であって、この点、単に他人の子の養育をする引き取りとは区別されねばならない。

クランタン州では養子を指すのに anak angkat を使わず、anak pelihara (通常 anak pera と短縮して用いる)を用いることが多い。pelihara は養育するという意味で、子供は文字通り養子ということになるが、この場合でも「他人の子」を養育するという観念とは異なった、より真実の親子関係に近い観念で考えられている。

養子慣行は我々の調査地に限らず広く行なわれている事実ではあるが、<sup>3)</sup> マレー人の法体系の中心となるイスラーム法による養子は法律的な効果を何ら生むことがない。<sup>4)</sup> 養親の名を襲名することもなく、財産の相続権を生じることもない。法の前では実子とは厳然と区別されているのである。しかし、マレー人はこのイスラーム法の規定を単に「養子は財産相続権を持たない」ということに限定して受けとめて、養子を認めないという風には解釈しない。財産相続と養子とは全然別の事柄なのである。養い児に財産を与えようと思えば、生前に譲渡しておか

3) Djamour 1959, Swift 1965, Firth 1966.

4) The Adoption Ordinance of 1952 は、ムスリムには適用されないことが明記されている。

なければイスラーム法の上では無効になる。従って、日本におけるような相続養子は制度上認められないといえる。もちろん、マレー農民における養取現象を養い児養子として一括して取り扱うことにも問題はある。

調査時点においてマラカでは89世帯中10世帯が養子の世帯成員を有し、養子の人数は男4人、女7人、計11人であった。1世帯のみが複数（2人キョウダイ）の養子をもつ。クランタンでは146世帯中7世帯が養子を有し、養子の人数は男7人、女2人計9人であった。複数の養子をもつのは2世帯でいずれも2人（1件はキョウダイ）の養子を有している。これらのほかに、養子が既に独立しているケースがそれぞれ数件ずつ数えられる。養子の数は前稿で述べた両親と別居して祖父母と同居する孫の数（マラカ27人、クランタン30人）よりもずっと少ない。養親による代親機能は、それがより広い一般的な関係から発生するにもかかわらず、祖父母の代親機能よりも発現しにくいと言える。以下、養取現象を経過的に養取以前、養取儀礼、養取後の状況にわけて順次考察したい。

## II 養 取 前

1. 引き取られる子供の性別はクランタンでは男子に、マラカでは若干女子に片寄ってはいるが、選好傾向が明確に存在するとは言えず個人的な好みに支配される所が多い。ただし中国人の子供を養子にとる時は例外なく女子に限られる。

養取時の子供の年齢はまちまちである。例えば中国人の子女を養子にした例では生後7日目で引き取っている。他方、姉の子を12歳のときに養子にした例もある。養子の事実を隠すためにとくに物心つかない時期を選ぶということはない。生後直後というケースはたいてい出産以前から今度生まれた子供はもらうというような約束に基づく。乳幼児期から少年期にかけてへの養子はあるが、成人した青年あるいは既婚者を養子にとることは極めて稀である。

マラカで養子を出した世帯（8例）についてみると、養子に出たのは、先妻の子（2例）を除いて、第6子から第11子までで、そのうち3ケースは末子である。養子を出した世帯から見れば、(1)前婚の子をも含めて実子数が7人ないし13人と多数であること、(2)再婚にともない前婚での子供を放出するということ、(3)実子ばかりの場合は養子に出たのは比較的後にできた子供であること、(4)男子（3人）より女子（7人）のほうが多いということが言える。1例を除いて実親は両親とも健在である。必ずしも生活に困って実親が養子に出すのではない。比較的貧しくて、子供の数が多い場合でも養子を出さないという例は多い。

クランタンでは出生順位が高い子供や中位までの子供が養子に出される傾向があり、また男子のほうが女子よりも多いという点でマラカとはやや異なった傾向がみられる。養子を出す側の子の数が一般に多いことはマラカと同様であり、子供が多くても必ずしも養子に出さぬこと

に関しても同様である。再婚した場合に前婚での子が何らかの形で処理されるということは、とくにクランタンにおいて多く見られるが、養子というよりは祖父母による引き取りとなることのほうが多い。<sup>5)</sup> 養子を出している世帯から見ると、積極的なイニシアチブは養子を出す側には認められない。

2. 次に引き取る側を検討してみよう。マラカでは養子を出している側も養子をとる側も村人がその理由としてあげるのは、子供のない近親者から求められたからとか、あるいは1人か2人しか子がなくて後ができないから、というのが多い。10例の養取世帯を見てみると、実子がないのは3例、1人は2例、2人は1例、3人は2例、4人は1例、6人は1例である。最後の事例は、3人の実子がすでに結婚または就職して他州に住み、残る3人は男ばかりで中学・高校に通学しており、夫も出稼ぎで家をあけている状況なので、近所の娘を養女とした例である。3人の実子をもつ2例においても、実子がすでに婚出してしまっている。クランタンの養取世帯7例においても無子が目立つ。すなわちここでは5世帯までが実子をもたず、1世帯は既に成長して独立した最初の夫との子が1人だけある。最後の1世帯だけは夫の子が8人もいるが現在の夫婦の間には子がない。養子をとる側にはこのような意味で積極的なイニシアチブが存在しているように見える。

養取した際の養親の年齢は、早い場合には結婚後数年というケースもあるが、大部分は30代後半から40代、あるいは実子が全部独立した時期である。

養親は2人そろっているのが普通であるが、片親だけという場合もある。妻の一方的なイニシアチブによって養子をとるということは珍しくないが、養子をとる単位は夫婦存命の場合はあくまでも夫婦である。

養親世帯の労働力補給という視点から見れば、高齢期における養子はなぐさみとしての子供と同時に使い走りにも便利という面もあるが、全般的に労働力としての意義は低い。

3. 養親と実親との関係を地理的遠近、血縁関係、社会的地位から検討してみる。

地理的近さは養子の際の障害にはならず、むしろ既述の例のように親族関係はないが家が近いからという例もある。近村の場合もあるが、シンガポール、クアラルンプールに住む者との養子縁組もマラカでは多い。クランタンでもほぼ同様の状態がみられ、隣家から養子をとった場合もあれば、実親が州内とはいえ遠く離れた Ulu Kelantan の開墾地や Pahang 州などに居住する場合もある。しかし、マレー人間の養子の場合、実親が遠隔地に住む場合でも、実親と養親との親族関係がある場合が多いことに注意する必要がある。

---

5) 両親の亡くなった子供の養育は近親者の義務である。マラカの例 (BP 22) では祖母が2人の孫を養っているが、「養子」としては認めていない。

マラカで養子にいった子、養子にきた子計20人（集落外へ養子に出された者をも含む）のうち、7人は親同士に親族関係がなく、友人関係、近隣関係とか、親族の者が間を仲介するといった例である。残りの親族関係のある13組では、ほとんどが夫方からの養子である。キョウダイ間での養子は7ケースを数え、異世代間（夫の母方のオジ、息子）では2ケース、明確な親族関係の不明なもの4ケースとなる。クランタンでは集落内に現存する養子関係においても、養子が既に独立した場合においても実親と養親とは例外なくキョウダイである。離婚の際にみられる母子関係の強さを反映してか、夫方妻方を問わず姉妹の子を養子にする例が相対的に多い。

マラカとクランタンを比較すると、実親と養親とが他人であるケースが前者においてのみみられることに注意する必要がある。中国人からの養子は現存する関係としては存在しないが、養子であった者が既に独立したケースとしては、マラカにおいてのみ3ケース存在していた。クランタンでも町に近いマレー人集落では中国人からの養子がみられることがある。

実親としては養親の身元がはっきりしていることがもっとも関心事であるから、親族間での養子が多くなるが、マラカのように出稼ぎ地での友人関係に基づいた養子も見られることは注目すべきである。これと中国人からの養子とを連続的に捉えて、他人からの養子は都市的生活の影響を受けたマレー人コミュニティに現われる現象とみなすことができるかもしれない。

親の社会的地位が子供のそれを決定的に決めてしまうことはなく、ネポティズムを除いてはむしろ個人主義的な考え方が基本的である。従って社会的地位を高めるための養子はマレー人にとって比較的無縁である。逆に社会的地位のある者あるいは経済的に富裕な者は、子供の数を誇ることはあっても、養子に出すということは考えられない。子供を育てるのは親の義務であり権利であり、富裕者はそれだけ生活に余裕があるのであるから、育児は当然でそれを他人に譲ることはほとんどない。

生活にある程度ゆとりがあることは養子をとるために重要な条件であり、とくに他人から養子をとる場合には必須の条件である。マラカにおいて養子が多く、クランタンにおいて相対的に少ないという現象は、前者が比較的暮らしむきのよい村であり、後者がきわめて貧しい村であることに関連しているようである。後者において実子を一人ももたぬ者がキョウダイから子を貰う場合が圧倒的に多いことは、貧しい村において養取が必要最小限の範囲で出現したものと理解されよう。

### III 養 取 儀 礼

養取の際の儀礼的共食 (kenduri) は普通行なわれない。契約書あるいは法律的な登録ということもない。単なる口頭による一種の約束ごとの契りとして済まされてしまうわけである。養

親あるいは実親からの財物の交換あるいは一方的な付与というのも通常見られない。例外的なのは中国人の子供を養子にする時はお金を支払うことである。これは「取引」がその場限りで完了したことを象徴的に表わしているといえる。

養取儀礼が特別にないというのはイスラームの影響によるものかどうか問題がある所であるが、イバン (Freeman 1970), オラン・フル (前田 1967) などのプロト・マレー人あるいはポリネシア (Carroll 1970) の例から推測すれば、養子というのはもともと引き取りあるいはもっと一般的な子供の寄寓などと相並ぶ、ごく日常的な出来事の延長と解釈するほうがよいように思われる。養取がなぜ親子関係に限定されねばならないのかということとは別として、祖父母と孫あるいはオジ・オバとオイ・メイの関係を儀礼によって親子に変えることなく、もとのままで引き取り養う事実は、必ずしも養「子」にしなくてもよい心理を反映していよう。推移儀礼が目立たないということは、引き取りと養取とが実際にはあまり変わらないということかもしれない。しかし、実親との関係が断絶されている場合には、結婚などの独立期の援助を求める上で「養子」という地位は極めて重要となってくる。中国人の養子を神からのさずかりものとして扱うのはその極端な事例である。

#### IV 養 取 後

養取後、実親がはっきりしていたり、近くに居住していても、実親との関係は公的にはなくなり、養親が養育の全責任をおうことは言うまでもない。実親が実子を見て情を移らせて抱いたり、特別な注意を払ったりすることは養親との関係上厳につつまねばならないとあるインフォーマントは語る。シンガポールのマレー人が、実親が子供に対する権利を主張してつれ戻すおそれがないという理由で、マレー人の子よりも中国人の子を養子として貰いたがる (Djamour 1959) というのは、養親の心理的な要求として一面の真理を含んでいる。このように子供と実親との接触は、親の側からは抑制される。しかし、子供が成長した後は子供の自由であって、養親といえども養子が実の親の家を訪ねることを阻むことはできない。

言いかえれば、実親は養親に「養う」権利を譲渡したことになる。しかしながら、養育という事実が、養子の成人後、養親の扶養という義務を生じるわけではない。養育期間中の養親と養子との互恵的なやりとりはもちろんあるが、養子が恩を返さねばならぬという規範はない。実際に育てられた親を実親より大切にする例はいくらでもあるが、規範として確立していない。どちらを大切にするかは養育時の諸種の状況による。

育ての親は養子を自分の実の子同様に取り扱うことを期待される。我々の見聞する範囲内では、養子と実子とを区別して養子に対して冷酷な仕打ちをするというのは聞かない。もちろん名前・法的地位において拭い切れぬ違いがそのままにされているから、養子と実子とははっ

きり区別されているわけである。しかし、成長するまでは養子という事実をはっきりさせないケースもある。<sup>6)</sup>

実親と養親とが養子関係によって特殊の間柄を保つということはない。しかし、養子から見れば、両親が2組できたことになるのは事実である。養取後、養子の重大な病気・死亡は実親に通知される。

すでに述べたように、イスラーム相続法を適用する限り養子に養親の財産が死後分与されることはあり得ないが、実親の財産に対する権利は留保している。マラカにおいては養子が独立した事例が4例あるが、うち3例は中国人女性なので実親からの相続の問題は生じず、かつ養親からも財産を分けてもらってはいない。残る1例(BP66)の場合、実親は財を残さず死亡しており、実の弟がシンガポールにいるというのが正確な居所は不明である。養親も亡くなっているが、現在彼の住む宅地は養親から譲渡されたものという。彼の斜め向いに養親の実子夫婦が住むが、養親の土地は宅地を除いて実子(女)の2人が取っている。クランタンにおいては養子がキョウダイの子である場合が多いため財産関係はより錯綜している。死亡した姉の一人娘を妹が養子として育て、養子に代わって管理した姉の相続土地(水田)を養親が処分し、その代わりに自分の土地(ゴム園)を成長後の養子に譲与したという例などがある。

養子が婚後も養親と同居するかどうかとも一概に言えないが、マラカにおいては1例、実子(男3人)の家庭よりも、中国人養女の家庭のほうを好んでそこに養母が住む例がある。クランタンでは実子がなく養子だけのケースにおいて養子(女)が養親の家の隣に居住しているケースもあるが、同様の状況にもかかわらず養子(女)が隣集落に婚出したケースもある。養子の婚後居住は実子の場合と同様状況的に決定される。

養親の離婚・死亡による養子の地位の変化、あるいは養取の解消に関するデータはない。推論的にいえば、離婚の場合はより多く養取にコミットしたほうが引き取り、養親が2人とも死亡した場合は、実子があればそのもとに、なければ養親あるいは実親の近親が状況に従って子供の世話を見るであろう。養子というのが養育権の獲得である限り、代親関係は永久的であり、養取の解消を前提としないことは当然であろう。

## V 養子と社会構造

日本あるいはバリ(Geertz & Geertz 1975)のような継承すべき集団カテゴリーはマレー人の間では存在していない。対人的均衡関係が生活基調となっている。家族集団というものがあって、その中で養子が組み込まれるのではなくて、養親—養子関係が擬制されることによって、

6) Banks (1969: 89) は Kedah 州の Sik の調査報告の中で養子がある日突然本当の子ではないことを発見した時のショックを報告しているが、これはどちらかといえば特殊な事例のように思われる。

後は自動的に養親を通しての親族関係が付加される場合があるだけである。しかしこの場合でも実子をキョウダイとして認めないということは自由である。養子はあくまでも親との関係であるからである。一方、もとの家族圏との関係もたち切れずに残っていても、社会構造上何ら不都合は生じない。社会関係の選択は状況に応じて行なえばよいだけの広い許容度をもち、社会構造的な枠組が明確でないといえる。相続原理が確定しているのも、そのことがかえって社会関係の選択を容易ならしめていると言える。

養取を社会的に制度化した孤児院・養老院は農村部までは入っておらず、都市部でさえもマレー人の利用はほとんどないと言われる。孤児・高齢者を吸収するだけの仕組みがコミュニティ・レベルで働いているからであり、養取・引き取り・隔世代関係などはその機能の一端になっているといえよう。

## お わ り に

引き取りと養子とは、その程度の差はあっても、代親制度として実親との関係を完全に破棄することなく新しい関係に入っていると言える。引き取りのほうは子供本人のためあるいは子供本人による選択の結果という理由も目立つが、<sup>7)</sup> 養子の場合には養親が子供を欲しいので正式に養子とするという養親の側の都合が目立つ。とくに実子がすべて独立して別居してしまった後に、老夫婦が養子を取る事例はマレー人の家族を理解する上に重要である。しかも、この養子は実子とは無関係なのである。<sup>8)</sup> そこにあるのは子代替ということである。マレー人の間でも養子全般について子代替機能が強いことは本稿で明らかであるが、その際、親と子との二重アイデンティティが可能であるというのはアメリカ的な養子制度と大きく違うところであり、<sup>9)</sup> 対人的な関係にとどまるというのは集団的背景をもつ日本の養子制度と異なるところである。全体的に見てポリネシアの養子制度に近似するといえる (Carroll 1970)。

祖父母・孫同居の場合は直系の代親である。マラカの(養子ではない)引き取り事例のある17世帯のうち15世帯、クランタンでは引き取り事例のある22世帯すべてが祖父母・孫関係である。これに対してキョウダイ・イトコの子供を養子にするのは傍系的代親といえる。直系的な代替のほうが傍系的な代替よりも発生しやすいが、いずれの場合にせよ親代替・子代替は容易に行なわれる傾向が強い。養子の子供の数の分布から説明する立場もあるが、<sup>10)</sup> マレー農民の場合はこの見方は一面しか見ていないと言え、むしろ精神的・物質的保護者としての親の役割遂行と欲求に基づくものと解釈すべきであろう。親の役割というものは生理的・心理的・法的な

7) Goody 1969 参照。

8) 養子が相続権を持たないので、相続権者からの積極的な反対を受けることなく、老人は自由に養取しうる。

9) イバン族でも生まれたグループでの成員権は消滅する (Freeman 1970: 16ff)。

10) Köbben 1967: 51.

要素があり得るが、ここで問題となっているのは心理的・社会的カセクシスとしての紐帯である。<sup>11)</sup>

親と子とは必ずしも固定したものではなく、条件つきで親となり子となり得る。<sup>12)</sup> このことは、マレー農民の養子タイプが一見核家族説を補強するよう見えながら、実は自然発生的な核家族というのは極めて壊れやすいことを示しているといえる。我々はマレー農民の家族圏において、夫婦関係・親子関係・キョウダイ関係が重要であることは主張するが、これをもって核家族と呼ぶのは何ら意味のないことであって、核集団としての面よりむしろこれらの関係の幅濶、ネットワークとしての面を捉えなければ、マレー社会は理解できないということを主張したいのである。

#### 引 用 文 献

- Banks, D. 1969. Malay Kinship. Ph. D. Dissertation, University of Chicago.
- Carroll, Vern. ed. 1970. *Adoption in Eastern Oceania*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Djamour, Judith. 1959. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London: The Athlone Press.
- Firth, Rosemary. 1966. *Housekeeping among Malay Peasants*. London: The Athlone Press.
- Freeman, Derek. 1970. *Report on the Iban*. London: The Athlone Press.
- Geertz, Hildred & Clifford Geertz. 1975. *Kinship in Bali*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Goody, Esther N. 1970. Kinship Fostering in Gonja: Deprivation or Advantage? In Philip Mayer (ed.) *Socialization: The Approach from Social Anthropology*, pp. 51-74. London: Tavistock Publications.
- Goody, E. N. 1971. Forms of Pro-Parenthood: The Sharing and Substitution of Parental Roles. In Jack Goody (ed.) *Kinship, Selected Readings*, pp. 331-345. Harmondsworth: Penguin.
- Goody, J. 1969. Adoption in Cross-Cultural Perspective. *Comp. Stud. Soc. Hist.* 11: 55-78.
- Howard, Alan, Robert H. Heighton, Jr., Cathie E. Jordan & Ronald G. Gallimore. 1970. Traditional and Modern Adoption Patterns in Hawaii. In Carroll 1970: 21-51.
- Köbben, A. J. F. 1967. Participation and Quantification: Field Work among the Djuka (Busb Negroes of Surinam). In D. G. Jongmans & P. C. W. Gutkind (eds.) *Anthropologists in the Field*, pp. 35-55. Van Gorcum.
- Levy, Robert I. 1970. Tahitian Adoption as a Psychological Message. In Carroll 1970: 71-87.
- 前田成文. 1967. 「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」『東南アジア研究』5巻3号, pp. 29-49.
- Swift, M. G. 1965. *Malay Peasant Society in Jelevu*. London: The Athlone Press.

11) E.N. Goody 1971 の親の役割要素にはこの面が脱落している。

12) Carroll 1970 の中の Levy 論文参照。